平成２２年（フ）第２０４号
茨城県水戸市元吉田町1143番地の31　サーパス元吉田第２・304号
債務者　川又　　護（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０５号
茨城県水戸市元吉田町1143番地の31　サーパス元吉田第２・304号
債務者　川又　彩乃
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５号
茨城県ひたちなか市大字中根4876番地１　ロックヒルⅣ105号
債務者　徳永　弘道
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２７号
茨城県東茨城郡茨城町大字下飯沼627番地１
債務者　東ケ崎三男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３６号
茨城県笠間市南吉原1213―５、住民票上の住所茨城県笠間市下市毛1135番地３
債務者　橋浦　義則（旧姓會田）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３９号
茨城県ひたちなか市大字足崎1292番地の44
債務者　島根ちよ子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４２号
茨城県水戸市見川２丁目147番地の24
債務者　田中　良憲
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２４３号
茨城県水戸市見川２丁目147番地の24
債務者　田中　律子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
栃木県日光市高徳字馬道619番地３　特別養護老人ホームきぬ川苑、住民票上の住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝532番地
債務者　隈元　　暁
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３号
群馬県館林市日向町978番地の１
債務者　秋山　真一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２６号
金沢市末町16の22番地、従前の住所金沢市若松町ツ92番地
債務者　橋　美津子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５４号
京都府長岡京市奥海印寺太鼓山22番地97
債務者　吉村美智子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字西高月60番地の105
債務者　藤田　智代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町26番地　セジュールＤＥＮ　Ａ棟102号
債務者　原田　和明
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７３号
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町26番地　セジュールＤＥＮ　Ａ棟102号
債務者　原田　由美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
京都市山科区勧修寺東堂田町250番地
債務者　松山　和弘
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３４号
京都府八幡市男山香呂１　男山団地Ａ26―36、住民票上の住所京都市南区東九条南松ノ木町１番地の１　松ノ木町団地３棟924号
債務者　伊藤　庸秀
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係